

戦国期の越前斯波氏に

ついて(下)

佐藤 圭

はじめに

一、二人の「斯波政綿」

二、越前斯波氏の系譜(以上前号)

三、鞍谷氏について

今のところ鞍谷氏の初見文書の年号は文亀元年(一五〇一)であり、この年の二通の文書が残っている。まず一通は朝倉氏の家臣鳥居氏に伝わった次の文書である¹⁾。

猶々彼在所之百姓出府仕候間、時宜相尋候処、巨細者代官可被存之由申候、太田保内けいけん院領[※]名河分事、鳥居与一方以目安被訴訟申候付而、御裏判候条、鞍谷殿御知行之由候間、先彼御方^互尋申候処、氏家三郎左衛門方より如此返事

候、可有如何候哉、御披露候て可蒙仰候、
文亀元 青木隼人佑

四月廿九日 康忠(花押)

印牧新右衛門尉

広次(花押)

前波藤右衛門殿

御宿所

これは太田保内いけん院領¹名河分の所領の知行に関する鳥居与一の訴訟について府中兩人(印牧広次・青木康忠)が一乗谷の朝倉貞景の近臣前波藤右衛門尉に宛てて出した連署状である。この所領をめぐって朝倉貞景の臣鳥居与一と「鞍谷殿」が争っている。府中兩人は鳥居与一の目安により知行主の鞍谷氏に事情を尋ねた。またその後、在所の百姓が出府し、詳しいことは代官が存知していると答えたという。府中兩人はこれらのことを前波を通じて朝倉貞景に報告してその後の訴訟の進行に関する指示を仰いでいる。

府中兩人がこの訴訟に関与しているのは係争地と一方の当事者の鞍谷氏が府中兩人の管轄郡内に所在したからであろう。したがってこの太田保は丹生北郡で江戸時代の上太田村

・下太田村・太田新保村などの村々に連なるところとみられる。鞍谷氏は府中兩人から尋ねられ、それに対して「氏家三郎左衛門」が返答をしている。この人物は鞍谷氏の老臣(執事)でその意を奉じて返事を書いたものである。こうしたやりとりからも鞍谷氏の地位と身分の高さがうかがえる。

「氏家」といえば、越前では現在の鯖江市上氏家町・下氏家町、すなわち中世の丹生北郡宇治江村を名字の地とする千秋氏家(宇治江)氏が有名である。しかし鞍谷氏の家臣の氏家氏はこれとは別であろう。『越前国古城跡²館屋敷蹟』(城跡考)によれば、鞍谷御所の北約二キロメートルのところに「氏家將監」の屋敷跡があったといわれる。また「大滝寺寺庫取納田数帳」の末尾には「氏家左近將監」に歳暮巻数を進上する旨の大滝寺別当の書状が掲載されている。この氏家左近將監は永禄十一年(一五六八)五月十七日の足利義昭の御成を記した「朝倉義景亭御成記」に辻固の人数として見え、朝倉義景の家臣でもある。彼は鞍谷氏の臣であると同時に義景の臣に取り立てられたのであろう。その他前述

の「大滝寺寺庫取納田数帳」や『鵜甘神社原神主家文書』には氏家石見守や氏家美作守といった人名が見える。彼らの活躍の場はいずれも今南東郡の地であり、前掲の府中兩人連署状の「氏家三郎左衛門」もこれらの氏家氏と同族と考えられる。

この氏家氏は下野国芳賀郡氏家郷を名字の地とする関東御家人の出である。氏家氏の祖とされる氏家公頼の三男公継(草苺基近)は足利家氏に属し、父公頼と共に陸奥国に下向し、斯波郡草苺郷の地頭職を賜り、これを名字とし、文永二年(一二六五)に七十六歳で没したという。足利家氏は斯波高経の曾祖父にあたる。こうした伝承から氏家氏が早くから斯波氏に従っていたことがわかる。南北朝期氏家公頼の曾孫氏家重定(道誠)は斯波家長・兼頼らに従って陸奥で活躍し、その子重国は新田義貞の首級を上げた³と『太平記』で語られている。そして室町期の氏家氏は管領斯波氏の直臣としてはあまり目立たないが、奥州探題大崎氏や出羽の最上氏に従い、それぞれ重臣となり執事を務めている。文亀元年という比較的早い時期の文書に鞍谷氏の老

佐藤 戦国期の越前斯波氏について(下)

臣として氏家氏が見えることは、前節で検討した越前斯波氏が奥州から来たという確実性の高い史料の所見を併せ考えると、奥羽地方の氏家氏の一派が主家と共に越前に来たことをうかがわせる。そうしてみると第一節で紹介した鞍谷氏と判断される斯波新三郎政綿の老臣「直次」もこの氏家氏の一族の可能性が大きい。

さてもう一通の鞍谷氏の初見年の文書は池田町の在地に伝えられたものである。

奉祈料事兵庫分

日宮大明神為御祈料御山、東者尾おさかい、南者滝上有、西者尾おさかい、北者土居おさかい、くら谷殿御地行分也、彼祝しんたい、し、孫々ニ至迄いらん有間敷候、仍禱料状如件、

文亀元 辛酉年霜月十三日 井田(花押)

日宮祝方へ

渡候

この文書は井田という人物が池田庄の在地の日宮大明神に祈禱料として山林を寄進したものである。その具体的な位置は明らかでないが、池田庄内で東と西の尾根を境界とし、

南には滝があり、北は鞍谷殿知行分の土居を境界としていたという。恐らく井田は北に向って開いた谷あいの山林を寄進して、その北側には鞍谷氏の知行地があったのであろう。このように鞍谷氏はかなり早くから今南東郡内の池田庄に知行地を持っていた。

鞍谷氏と判断される斯波政綿(新三郎)は池田庄の神田を安堵したり、田地や所職を安堵したり、土地相論を裁許したりして袖判や裏書を加えている。『福井県史』資料編編集

の時点ではこの袖判に検討が加えられず、「某袖判安堵状」などという文書名で片付けられてしまひ、鞍谷氏の研究を停滞させた。『鶴

甘神社原神主家文書』の永祿三年(一五六〇)十二月十八日付大兵衛名田預け状に「くら谷殿御らう(うら)をふんしさせられ候証文我

ら方に御さ候」と見えるのは鞍谷氏が裏を封じた証文、すなわち裏書を自分が持っていることをいっている。このように鞍谷氏は池田

庄の在地の土級権力というにふさわしい。そして当時の鞍谷氏の知行地の分布も池田・鞍

谷・太田と東西に並んでおりある程度の地理上のまとまりを有していた。

武生市池泉町の靈泉寺に次のような禁制が伝えられている。

禁制

一草木伐採事

一殺生之事

一狼藉之事

右之趣相背愚人者、告代官可行科者也、

延徳二庚年

三月十五日 義俊

倉谷

靈泉寺

『越前国名蹟考』に収められた「寺院縁起」

や「味間野名跡志」などに記される江戸時代

初期の伝承によれば、靈泉寺は斯波義俊の菩提

提所で彼が鞍谷御所であるとされる。一方松

原信之氏はこの義俊を当時越前に在国した渋

川義廉の子に比定し、鞍谷氏の系譜をここに

求めている。渋川義廉の子栄棟喝食が当時一

乗谷の板倉備中入道の所に居たことは連歌師

正広の歌集『松下集』に見え、延徳二年(一

四九〇)七月二十三日栄棟は正広に對面して

共に和歌・漢詩を詠み交している。松原氏は

義俊と栄棟を同一人物とみておられるようで

あるが、同じ年の三月の文書で「義俊」と署名し、七月には「栄棟」と称しているところをみるとこの二人は一応別人であり、松原氏の比定が意味を持つかどうか留保される。さらに前掲の義俊禁制も後世の写しであり、文言にもやや落ち着かないところがあり、検討を要する文書といえるから義俊の実在についても留保される。私見によれば渋川氏と鞍谷氏の直接的な関係は認められず、むしろ渋川氏の所領は北陸では加賀や越中に分布しているから、戦国期に渋川氏やさらに管領斯波氏の一族が在国した可能性が強いのは加賀方面と考えられる^⑩。

さて鞍谷氏のあり方について注目すべきことは越前朝倉氏との姻戚関係である。まずすでに指摘されているように、『宗滴夜話』の「英林様御子息達」の項によれば初代朝倉孝景の長女は鞍谷氏に嫁している。この記事で紹介された松原信之氏はこの鞍谷氏を渋川義廉^⑪としている。しかし前述のように渋川義廉と義俊の関係が留保されることからこの比定は検討を要する。私見によれば朝倉孝景(初代)の長女が嫁した鞍谷殿とは、本稿の第一

佐藤 戦国期の越前斯波氏について(下)

節で紹介した一人目の斯波政綿(四郎三郎)に比定される。二人目の斯波政綿(新三郎)が鞍谷殿と判断されることはすでに述べたが、一人目の政綿も以下の理由により鞍谷殿であることが類推される。第一に「政綿」という同じ実名を持つことからこの二人は世代の離れた親族関係にあるものとみられる(父子同名は想定しづらい)。また一人目の政綿も鞍谷の位置する与河郷の領主であり、かつ今南東郡に公権を持っていることから積極的に鞍谷殿と見做すにふさわしい。そして一人目の政綿の活躍した年代は朝倉氏景よりやや早く、氏景の姉を室としたとみて年代的に無理がない。恐らくこの斯波政綿(四郎三郎)が初代朝倉孝景の躰になつていたのであろう。次に『朝倉家伝記』朝倉時代末の永禄十二年(一五六九)成立)には、朝倉貞景の四女が「蔵谷女中」すなわち鞍谷氏の室になったとされている。永正九年(一五一一)に四十歳で没した朝倉貞景の末娘のことであるから、その夫の鞍谷氏は第一節で見た永正十六年(一五一九)から大永五年(一五二六)に文書所見のある二人目の斯波政綿(新三郎)

か、あるいはその子の世代にあたるのではなからうかと思われる。ちなみにこの斯波政綿(新三郎)の花押はその構成と各部の描線の特徴が朝倉貞景の晩年の花押に近似しており、貞景の花押の影響を受けているものと判断される。そしてそのことはこうした姻戚関係を重要な背景としているものと考えられる^⑫。

この鞍谷氏が朝倉氏の出陣に従ったとされるのは朝倉義景の代の弘治元年(一五五五)のことで『賀越關諍記』に「蔵谷衆」が総大将の宗滴に従い加賀出兵し、七月二十四日大聖寺に陣取ったと記されている。ここに鞍谷氏は一定の軍事力を保有して朝倉氏に従う家臣的な存在になったことがうかがえる。そして朝倉義景はその側室に「鞍谷氏ノ類葉」小宰相局を迎え、永禄五年(一五六二)には嫡男阿君をもうけている。また前述のように鞍谷氏の執事氏家氏とみられる氏家左近将監は義景の直臣にもなっている。

このように朝倉氏は代々鞍谷氏と婚姻関係を結んだ。朝倉氏の当主は代々主として近隣諸国の大名との通好、連合関係から大名どう

しの縁組を重ねてきたが（貞景・孝景・義景の母親はそれぞれ尾張織田氏・美濃斎藤氏・若狭武田氏）、越前に在国した鞍谷氏は斯波氏一族として他の国人や大名から卓越した地位と身分を持つており、朝倉氏はこうした越前斯波氏の権威を利用するために親戚関係が続けたとみられる。第一節で明らかにした二人の斯波政綿の権勢は朝倉氏をも上回る面があり、従来実態のわからなかった越前斯波氏の家柄の伝統的な権威が根強く戦国期も保たれていたことがうかがえる。

江戸時代の奥州斯波氏の伝承によれば、越前朝倉氏の一族といわれる斯波詮高は明応二年（一四九三）斯波郡の高水寺城に來住し、以後奥州斯波氏の全盛時代を迎えたという。また別の所伝では越前の鞍谷氏から詮基という人が下向して奥州斯波氏をついだともいわれている。そしてまた奥州斯波氏の滅亡後、その子孫は八戸南部家に仕えたが、当初「朝倉源太左衛門秋邦」と称し、寛文九年（一六六八）に紫波氏に改めたという。これらの伝承の真实性については同時代史料では確かめられないけれども、恐らく朝倉氏と一族関係

にある鞍谷氏が奥州斯波氏の家に送り込まれ、長く朝倉氏としての意識を伝えていたものと想像されるのである。

注

- (1) 拙稿「新出の『鳥居文書』について」一乗谷朝倉氏遺跡資料館紀要1998（一九九九年）。
- (2) 『萩藩閥閥録』第一巻八二一ページ。
- (3) 氏家氏については、河村昭一「南北朝期における守護権力構造——斯波氏の被官構成——」(三)でふれられている。『若越郷土研究』二十三の二、四、一九七八年。また一九九七年にミュージアム氏家（栃木県塩谷郡氏家町）で行なわれた廃城四〇〇年特別展「勝山城・氏家氏 栄光の時代」でも関連史料がまとめられ、同展の図録に収められている。
- (4) 系図等によれば戦国期の奥州氏家氏の実名には「字目に「直」のつく人物が多く見え、通字とみられる。
- (5) 「日野宮文書」『福井県史資料編6中・近世四』六七三ページ。
- (6) 本稿第一節参照。
- (7) 『福井県史資料編6中・近世四』六三六ページではこの部分を誤解して注記と訓点が付けられたようである。
- (8) 木に墨書されたものと紙に書かれたものがある。同文だが後者には署名の下に壺印が押されている（『武生市史資料編神社・仏寺文書』口絵。木札は宝暦二年（一七五二）の山門再建の際に作られたものであることが裏面に記されている。
- (9) 松原氏前掲論文。
- (10) 観応三年（一三三二）六月二十九日渋川直頼讓状写によれば、その本領のなかに加賀国野代村・越中国目良保・春日・吉江保などがある。小要博「賀上家文書」について『埼玉地方史』第三十一号、一九九三年。また加賀に斯波氏もしくは渋川氏が在国していたことは、『上杉家文書』二二三号の永正十六年に推定される二月二日付長尾為景書状や『証如上入日記』天文五年十月九日条などからうかがえる。また渋川氏の一族で重臣でもあった板倉氏については、度々引用する「大滝寺寺庫収納田数帳」に「板倉式部殿」という人物が大滝寺から歳暮の巻数を贈られており、今南東郡に在国した可能性が考えられる。
- (11) 松原信之「朝倉氏女系譜——朝倉氏の妻妾・子女——」『福井県史研究』第十二号、一九九四年。
- (12) こうした花押の構成の類似、模倣関係は朝倉孝景（四代）とその妹の夫の土岐頼武についても認められる。拙稿「朝倉義景の花押について」『福井県史研究』第十六号、一九九八年。

(13)

朝倉義景の妻妾に関する筆者の見解は「義景をめぐる四人の妻妾の虚実を採る」別冊歴史読本(9)戦国武将一〇四傑 鑑に隠された男たちの実像」一九九八年で述べた。

(14) 工藤隼人「奥州斯波氏と家臣物語(上)」一九九八年。

四、千福氏について

千福氏は「三崎玉雲家文書」の年未詳卯月十八日朝倉孝景(初代)自筆書状に「千福殿」とみえるのが初見であろう。花押の形状から文正元年(一四六六)以前とみられるが、当時朝倉方と敵対していた。その後文明六年(一四七四)閏五月十五日「千福中務少輔」が討ち取られた。『武衛系図』(統群書類従)には、斯波義敏の三男「寛元」の項に「中務少輔、弥三郎、於越前国北郡討死」という注記が付けられている。この斯波寛元は古文書によれば通称を「又次郎」といい、文亀元年(一五〇一)の斯波義寛の遠江進攻に参加している。したがって右の注記は斯波寛元にかかるものではなく、官途からみて千福中務少輔にかかるものであろう。彼は斯波義敏の子、あるいは養子として当時甲斐氏方についていた

とみられる。また同系図にはそのすぐ下の弟の「義延」が末野氏の跡をついだと記されており、斯波義敏が越前斯波氏の千福氏や末野氏を自己の家に取り込もうとした様子がうかがえる。

この千福氏の朝倉時代の同時代史料が度々引用する「大滝寺寺庫収納田数帳」である。末尾の「巻数之事、歳暮分」という項に記事があり、大滝寺は毎年十二月二十日に「千福殿」に箱巻数を進上することになっていた。箱巻数は巻数進上の特に丁重な仕方であり、大滝寺では「鞍谷殿」と「千福殿」、そして「朝倉殿(義景)だけに箱巻数を贈ることになっていた。ここに鞍谷・千福両氏の当時の地位の高さがうかがえる。

朝倉氏滅亡後の千福氏の動向は『千福文書』などによってかなり明らかになる。朝倉義景が亡びた天正元年(一五七三)八月織田信長が越前の各地に出した禁制の中に次のものがある。

禁制 別印村千福知行方
一 濫妨狼籍之事
一 陣取・放火之事

一 伐採竹木之事

右条々於有違犯輩者、速可処嚴科者也、仍下知如件、

天正元年八月 日 (朱印)

別印村は今南東郡で今立町の月尾谷にあり、千福氏の名字の地である武生市の千福の東方約十二キロメートルのところを位置する。ここに千福氏の知行地があり、信長方についた千福氏はその保護を求めて禁制の発給を申請したのである。

翌天正二年(一五七四)正月国中の一揆が蜂起し、信長政権下の越前守護代桂田長俊(前波吉継)は一乗谷を囲まれ、彼の跡をついだ富田長繁も二月十八日討たれた。その後の府中近辺の状況は『越州軍記』に「鞍谷ノ屋形・千福・真柄・北村・氏家・瓜生・千秋・佐々布光林坊已下、或ハ敵方へ内通スト号シ、或ハ別心ト号シテ、一揆等推寄、追払ヒケルトカヤ」と記されるように、旧勢力は次々と一向一揆によって駆逐された。この『越州軍記』の一文で筆頭にあげられているのが鞍谷氏でその次に千福氏が並んでいることに注目される。そして鞍谷氏は「屋形」号を持つ

佐藤 戦国期の越前斯波氏について(下)

別格とされ、千福氏はそれに続くものとして意識されていた。

千福式部大輔に宛てられた織田信長の朱印状がある。

注進之趣、委細令披見候、仍府中近辺一揆坊主等内々相催之処、息又三郎令調儀、惡逆之族擲取之由、尤以神妙候、弥方々無由断才学專一候、以面祝着之旨可申候、謹言、

正月十六日 (朱印)

千福式部大輔殿

千福式部大輔の子又三郎は府中近辺の一揆の首謀者を搦め取った。信長はこのこと報告を千福式部大輔から受け、後に対面して祝着の旨を述べるつもりだといっている。この文書はこれまで天正二年に比定されていたが、最近別の文書から天正四年に比定する説も出されている。確かに天正三年(一五七五)八月織田信長が越前に出馬して一向一揆を平定した後も一揆は完全には止まず、こうした状況が天正四年正月の段階であり得たとも思われる。

その後千福氏は越前に在国して柴田勝家に

属したが、信長は安土城の留守居等を勤めさせるために家族と共に在城を命じた。天正十年(一五八二)五月二十九日信長最後の上洛の時、千福遠江守は安土城二の丸の番衆の任にあり、その名が『信長公記』に記される。

この千福遠江守は式部大輔の子で「城跡考」に「城跡 千福遠江守 千福村際南方畑之内東西四十五間南北六十五間計之所、堀切土居之形有之、自福井五里半」とその館跡が伝えられていた。天正十年六月の本能寺の変の後、千福遠江守は安土から伊勢へ逃れて織田信雄を頼った。その後同年八月信雄は彼が

信長の嫡孫三法師(秀信)に奉公することを丹羽長秀と堀秀政に斡旋している。丹羽も堀も秀吉派であり、千福氏も秀吉側についた。翌天正十一年(一五八三)四月の賤ヶ岳の合戦の時、彼は江北に出陣した堀秀政に見舞いの書状を出している。当時彼は病気でまた入道していたと秀政の返事に見える。

最後に注目されるのは千福遠江守と出羽横手城主小野寺輝道との通好である。小野寺氏は下野国都賀郡小野寺を名字の地とする名族で鎌倉時代出羽国に移住し、仙北地方の大豪

族となった。室町時代出羽小野寺氏は京都御扶持衆として本領の出羽国雄勝郡地頭職と丹後国倉橋郷地頭職を知行し、しばしば上洛し、また貢馬を務めた。その子孫の小野寺輝道は、天正十年八月一日千福遠江守に返事を送り織田信長への御礼進上のとりのしを依頼している。当時まだ信長の訃報が届いていなかったようであるが、これ以前から小野寺・千福両氏の通好関係があったことが確認される。豊臣政権下でもこうした関係は続いた。

追而令啓達候、如何様自是当年中二御音信申度よし定勝被申候、其元可然様ニ自今以後御取合可憑入候事候、以上、

去冬自孫前田四郎殿南部口へ為鷹取使者就下向、即御音札示給事本望不少候、将亦先年上田以御音信候キ、内々自是可及注進候処、郡中取乱故遅延、御床鋪候、殊更前田秀吉関白殿立小野寺可申上之処、一兩年何与哉以取紛延引之事、一点非疎意候、此旨前田秀吉羽柴殿之至御前ニ可然様ニ御取成可本望候、随而天下一之笛小野寺檢ニて承之、偏祝着之由申事候、事々恐々謹言、

若越郷土研究 (福井県郷土誌懇談会)

弥生七日 輝道(花押)

千福遠江守殿へ

御報

この書状は前年冬に千福遠江守が、前田利勝(利長)の南部信直への使者に託して小野寺輝道に音札を送ったことに答えた返事である。その主旨は豊臣秀吉への小野寺の御礼言上が一兩年延引してしまつたことは少しもそれをないがしろにする意はないことを前田利家にとりなしてほしいと千福に依頼したものである。遠藤巖氏によればこの書状の年代は天正十五年(一五八七)に比定され、そうだとすればこの書状は同年二月十日に三戸を出発して四月二日金沢に着いた南部信直の重臣北信愛に託されたものと推測される。

これによれば千福遠江守は豊臣政権の奥羽大名取次役だった前田利家にとりなしてできるような立場にあったことがわかる。遠江守の子長左衛門義春は天正十二年前田利勝に仕え、高千五百石、足輕頭を務めたと加越能文庫の『諸士系譜』に見える(金沢市立玉川図書館近世史料館蔵)。『千福文書』には「千長

左」宛の日根野勝就(備中守)・三好秀勝(駿河)の書状がある。この「千長左」は彼のこゝとである。

このように千福氏は豊臣期も前田家に属して生き延びていった。一方鞍谷氏についても鞍谷民部少輔・諏方三郎兵衛尉兩人宛の天正十年の佐々成政書状が二通残っており、信長時代末に武士の家柄として存続していたことが確かめられる。

注

- (1) 関係史料は『小笠原文書』にあり、『静岡県史資料編7中世3』一〇七、一〇九ページに掲載されている。
- (2) 『千福文書』は『栃木県史史料編中世3』三九六―四〇三ページに掲載される。以下の引用文書もこれに依つた。
- (3) 旧説は奥野高広『増訂織田信長文書の研究』上巻七三四ページ。新説は尾下成敏氏の説でこの朱印状と同日付の羽柴筑前守宛朱印状写(前掲奥野著下巻九二ページ)が天正四年に比定され、これに加越兩國の一揆が見えることから天正四年正月に越前で一揆が蜂起したとして千福式部大輔宛の朱印状も天正四年の可能性があったとした。尾下成敏「織田信長発給文書の基礎的研究」

同その二、それぞれ『富山史壇』一三〇、一三三号、一九九九、二〇〇〇年。

(4) 遠藤巖「京都御扶持衆小野寺氏」『日本歴史』第四八五号、一九八八年。

(5) 遠藤巖「戦国大名小野寺氏―種道・輝道関係史料の検討―」『秋大史学』三四、一九八八年。

(6) 「佐野てる子家文書」『福井県史資料編3中世1』近世1―四二八、四二九ページ。

おわりに

後半の二節で鞍谷氏と千福氏についてまとめたが、五条氏と末野氏に至ってはほとんど叙述の材料が見当たらなかった。しかし右の両氏で代表させても十分に「越前斯波氏」という概念は成立するものと考えられる。彼らはいずれも今南東郡に知行地を持ち、府中近辺の地に根拠地を持って地域社会に勢力を保つと共に、奥羽大名との通好や奥州斯波氏との交流にみられるように個別の戦国大名をも超越するような権威を持つていた。

越前戦国史といえ、斯波氏の没落と朝倉氏の台頭という図式で説明されることが多いが、伝統的な家柄の権威はぬぐい難いものがあり、朝倉氏もこれを無視することはでき

ず、積極的に婚姻関係を結んで利用しようとしたのである。

付記

本稿をなすにあたり遠藤巖・伊藤信・小栗博の諸氏の御教示に預りました。また文献の閲覧につき福井県総務部文書学事課公文書館建設準備グループの吉田健氏、武生市史編さん室の真柄甚松氏のお世話になりました。厚く御礼申し上げます。